

令和6年度事業計画 概要

理念

誰もが、その人らしく暮らせる「共生社会」を目指し、障害児・者の自立と社会参加に向けて、総合的なリハビリテーションを推進し、地域社会に貢献する。

基本方針

理念に基づき、5つの重点的な取り組みを推進する。

1. 利用者本位の安全で安心できるサービス、良質な医療と福祉の提供に努める。
2. 高度・専門的なリハビリ医療や福祉との連携により総合的なリハビリテーションを推進する。
3. 地域包括ケアシステムに貢献する地域リハビリテーションを推進する。
4. 専門的な人材の育成及び働きやすい環境の整備を図る。
5. 効果的、効率的な運営に努め、経営基盤の強化を図る。

1 総合リハビリテーションセンターの運営について

(1) 総合リハビリテーションセンターとして次の各施設を運営している。

- ・九重荘
(入所 70 名)
- ・高志ワークホーム
(生活介護 30 名 施設入所 30 名)
- ・高志ワークセンター
(就労継続支援 34 名)
- ・高志ライフケアホーム
(生活介護 69 名 施設入所 69 名 短期入所 4 名 日中一時 2 名)
- ・高志生活訓練センター
(機能訓練 10 名 生活訓練 10 名)
- ・高志福祉相談センター
(特定相談支援 一般相談支援 障害児相談支援)
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 【指定管理】
(回復期リハビリテーション病棟 100 床 一般病棟 50 床 障害児施設(医療型) 52 床
障害者施設(療養介護) 30 床)
- ・高志訪問看護ステーション 【指定管理】
(訪問看護 訪問リハビリ)

(2) 主な取り組みについて

ア 理事会・評議員会の開催

定款に基づき、所定の案件を諮る。

また、法人の運営において重要な事案を理事会及び評議員会にて報告を行う。

①決算理事会・評議員会 令和6年6月 (予定)

②補正予算理事会・評議員会 令和7年3月 (予定)

イ 職員の資質向上

職員の職務能力向上のための基本的な人材育成方針のもと、職場研修を計画的に実施しているところである。令和6年度はこの方針に基づき、4月に新採集中研修を実施するほか、階層別研修、院内・外の研修、資格取得などについて、順次、取り組むこととする。

ウ 施設長会議の開催

センターの円滑な管理運営及び施設間の連携を強化するため、施設長会議を開催する。

エ 職員の確保

病院や各施設の適切な運営を図るため、各種養成学校等への訪問や実習生の積極的な受け入れなどを行い、必要な人材の確保に努める。

オ 職員の表彰

職員の労苦に報いるとともに、職員のモチベーション、ひいては利用者・患者サービスの向上を図るため、永年勤続職員及び優良職員を表彰する。

カ 福利厚生事業の実施

職員の健康増進や士気高揚のため、センター内共通の厚生事業を行う。

キ 社会貢献の実施

病院見学、学生の研修や14歳の挑戦の受け入れなど、社会貢献を行う。

ク 感染防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、情報の収集や検温、手指消毒、マスクの着用などの感染防止対策を徹底する。

また、業務継続計画に基づき、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるよう職員への研修や訓練を行う。

(参考)

本 部 職 員 現 員 表

(令和6年4月1日見込)

(単位:人)

所 属	人 員	備 考
専 務 理 事	1	
事 務 局 次 長	2	病院事務局と兼務
企 画 管 理 課	7 (7)	〃
管 財 課	4 (4)	〃
計	14 (11)	前年同月:12(8)

(注) ()内は病院が本務の職員の数

2 軽費老人ホーム「九重荘」の運営について

軽費老人ホーム九重荘は、無料又は低額な料金で、60歳以上で高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すことを目的とする。

(1) 利用者の生活の質の向上について

- ア 利用者満足度の把握を図り、職員が情報を共有しながら、個々に見合った生活支援により、より長く健康で生活ができるようにする。
- イ 各市町村、地域包括支援センター、病院等関係機関と利用者情報について相互に伝達が行われるよう協力体制を深める。
- ウ 年2回の健康診断をはじめ嘱託医による健康相談の実施、居室の温度管理等により利用者の健康管理に努めるとともに、施設内の衛生管理を徹底するなど新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症対策に万全を期す。
- エ 食事は、栄養バランスや身体状況などに配慮しつつ、季節感や郷土色のあるメニューを加え、利用者の満足度がより高いものとなるように努める。
- オ クラブ活動や諸行事の実施により、利用者の親睦・交流を深めるとともに、介護予防・認知症予防など生活機能の維持向上に努める。
- カ 身体機能の低下した利用者にも安全で安心した生活を送っていただけるよう介護保険サービスの利用に配慮する。

(2) 住みよい生活環境づくり

毎月の居室清掃や居室点検の実施により居室の整理・整頓を図るとともに、利用者の協力のもとに構内の緑化や花壇の維持管理を行い、潤いのある居住環境の充実に努める。

また、厨房、風呂等で使用している管理棟給湯用ボイラーの更新工事を行う。

(3) 職員の資質向上について

職場研修や各種研修会への参加により、介護保険制度や介護予防・認知症予防などの知識技術の研鑽・習得や接遇マナーの向上に努める。

(4) 苦情、虐待防止・身体拘束等の適正化への対応について

利用者からの苦情・要望等については、ご意見箱を設置するなどにより隨時受け付け、速やかな解決を図る。

また、施設利用者の権利擁護と適切な福祉サービスの提供を目的に策定した「虐待防止規程」や緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応等を定めた「身体拘束等適正化のための

指針」に基づき、職員研修を実施する。

(5) 非常災害対策について

利用者の安全と施設の保全を図るため、地元消防署・消防団の協力を得て避難訓練や防災設備点検を実施するとともに、居室での喫煙禁止など利用者の防災意識の徹底に努める。

(6) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

検温、手指消毒、マスクの着用、三密の回避、面会の制限など感染防止対策を徹底する。また、新型コロナウイルス感染症発生時に必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう策定した業務継続計画（BCP 計画）に基づき事業の継続に努める。

(7) 施設の将来のあり方について

ア 九重荘のあり方について

当施設は、築 50 年経過に伴う老朽化や、民間の老人福祉施設（ケアハウス等）の利用が進み、低所得者の受け皿としての役割が低下するなど、施設の再整備が必要な時期に来ている。このため、県、富山市等の関係者で構成される「九重荘のあり方検討会」（メンバー：県高齢福祉課長、富山市長寿福祉課長、県社会福祉総合センター職員）を開催（第 1 回令和 5 年 10 月、第 2 回令和 6 年 2 月）し、検討会での意見を踏まえて、以下の理由により、令和 11 年 3 月末（5 年後）をめどに廃止するとする「九重荘のあり方について」をとりまとめた。

- ① 現状のまま運営を継続した場合、利用者のさらなる減少や施設の維持管理・修繕費の増大等により収支がさらに悪化することが懸念されること。
- ② 施設の建替は、低所得者による民間の老人福祉施設（ケアハウス等）の利用が進み受け皿としての役割が今後さらに低下する、将来的に県内の高齢者が減少する見込みである等の理由から、必要性は低いと考えられること。
- ③ 利用者が他施設に円滑に移行するには 5 年は必要なこと。

なお、廃止時期については、収支状況や留保金の残高を考えると速やかに対応するべきであるが、利用者の他施設への移行を円滑かつ確実に行うため、ある程度の移行期間が必要であり、廃止時期は 5 年後を目途に利用者の移行状況を見ながら決定する。

イ 利用者の受け入れについて

「九重荘のあり方について」を踏まえ、利用者の受け入れについては、令和 6 年 4 月から以下のとおりとする。

- ① 定員を現在の 100 人から 70 人に減員する（現在利用者数 69 名）。
- ② 新規募集を停止する（ただし、家族からの虐待や経済的な困窮などで一時的、緊急的に保護を必要とする場合は、定員内において受け入れる。）。

ウ 今後のスケジュール

- ・令和6年4月 定員の減(100人→70人)、利用者の新規募集停止(緊急受入は継続実施)
- ・令和6年4月～ 利用者及び家族等へ説明、相談対応、他施設への移行、職員の配置転換
- ・令和11年3月末(目途) 施設廃止、解体

(参考)

九重荘職員数

(令和6年4月1日見込)

職種	配置基準	人員	備考
施設長	1	1	人
生活相談員	1	1	
事務員	2	2	〔1〕
支援員	4	5	〔1〕
医師	必要数	1 (1)	
栄養士	1	1	
看護師	1	1	
その他	必要数	4	〔4〕宿直員
計	10名以上	16 (1) 〔1〕 〔5〕	前年同月:15(1)〔1〕〔5〕

(注) ()内は嘱託医、〔 〕内は兼務、〔 〕内は非常勤職員でいずれも内数。

利 用 者 現 員 表

(令和6年3月1日現在)

区分	定員	現員	備考
利用者数	100	69	前年同月:75人

3 指定障害者支援施設「高志ワークホーム」の運営について

常時介護が必要な障害のある方に対し日中「生活介護」サービスを提供するとともに、「生活介護」「就労支援」「自立訓練」を利用する方で地域での生活が困難な方に対し「施設入所支援」サービスを提供する。

(1) 利用者の受け入れについて

市町村、医療機関等と連携し、利用相談や体験入所など適切に対応して利用者の受け入れを進める。また、高志生活訓練センターと連携し、脳血管障害等で病院を退院した方の生活リハビリニーズに対応したサービスの提供を進める。

(2) 事業概要について

ア 生活介護（定員 30 名）

主として障害支援区分 4 以上の方に対し、身体能力や日常生活能力の維持向上を目的として、生産活動の機会の提供、入浴や食事等の必要な支援を行うほか、利用者一人一人の障害程度に合わせた訓練計画を作成し、機能訓練にも取り組む。

また、生産活動が困難となった重度・高齢の方が充実した生活を送れるよう生活介護スペース「まめやちや」において、足湯、喫茶、機能訓練等を実施する。

イ 施設入所支援（定員 30 名）

主として夜間において、入浴・食事等の介護、生活に関する相談や助言、その他必要な日常の生活支援を行う。日中活動は生活介護の利用者が中心であるが、施設入所が必要な自立訓練や就労支援の利用者にも対応し利用の拡大を図る。

ウ 短期入所（空床型）

介護者の疾病等の理由により、一時的に入所が必要な障害者に必要な支援を行う。

(3) 利用者への支援について

ア 利用者・家族のニーズを的確に把握し、障害特性を踏まえた個別支援計画を作成する。

イ 身体機能や生活能力などの向上を図るため、入浴・食事等の介助、生活等に関する相談や助言、リハビリ訓練、その他必要な支援を行う。

ウ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと連携を図り、定期的に健康診断を行い、利用者自らが健康管理できるように支援する。

エ 機関誌「望岳」の発行、日帰りバス旅行、社会見学など各種行事を催すとともに、日頃から利用者や家族と積極的に意見交換し連携を深める。

(4) 生産活動について

併設する高志ワークセンターから受注した作業を生産活動として行い、社会生活を営む能力

の向上や維持に努める。

(5) 特定相談支援事業及び一般相談支援事業（指定地域移行支援事業）について
専門の相談員が、障害者のサービス利用に係る支援計画の作成やモニタリングを行うとともに、利用者に対し地域生活への移行のために必要な相談や支援を行う。

(6) 地域社会との交流について

新型コロナ等の感染対策を取りながら、社会参加を促進するため、地域で開催される行事の情報を提供し、地域社会との交流に努める。

(7) 苦情、虐待防止・身体拘束等の適正化への対応について

利用者からの苦情・要望等については、ご意見箱を設置するなどにより随時受け付け、速やかな解決を図る。

また、利用者の権利擁護と適切な福祉サービスの提供を目的に策定した「虐待防止規程」や緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応等を定めた「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、職員研修を実施する。

(8) 生活環境の整備について

生活しやすい清潔な環境を保持するため、利用者の意向を踏まえ環境整備に取り組む。

(9) 職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう日頃から職場研修を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

(10) 非常災害対策について

利用者の安全と施設の保全を図るため、病院の療養介護棟と連携して定期的に防火訓練を実施するほか、災害時における利用者の円滑で迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」に基づく避難訓練等を実施する。

また、「自然災害発生時の業務継続計画」に基づき、必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員の研修や訓練を実施するとともに必要な物品の確保を図る。

(11) 新型コロナ等感染対策について

マスク着用、手指消毒、検温などの基本的な感染対策を継続しながら、市中感染拡大時には、外出行事、帰省、面会の制限などの感染対策を徹底する。

また、「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画」、「感染対策指針」に基づき、必

必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員の研修や訓練を実施する。

高志ワークホーム職員現員表

(令和6年4月1日見込)
(単位:人)

職種	配置基準	人員	備考
管理者	1	1 [1]	高志ワークセンター、高志生活訓練センター兼務
サービス管理責任者	1	1	
医師	1	1 (1)	
生活支援員	5	7 [1]	
看護師	1	1	
理学療法士	1	1 [1]	
栄養士	1	1 [1]	
その他	必要数	2 [1]	事務員1、宿直員1
計	11以上	15 (1) [3] [2]	前年同月:16(1)[3][4]

(注) ()内は嘱託医、[]内は兼務、【 】内は非常勤職員でいずれも内数。

利用者現員表

(令和6年3月1日現在)

サービス区分	定員	現員	備考
生活介護	30人	21人	
施設入所	30人	27人	就労継続支援B型1人、自立訓練5人
利用者数	30人	27人	前年同月:27人

4 指定障害福祉サービス事業所「高志ワークセンター」の運営について

働く意欲と能力をもちながら、雇用されることが困難な障害のある方に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「就労継続支援B型（非雇用型）」により生産活動の機会を提供する。

（1）利用者の受け入れについて

市町村、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、医療機関等と連携し、情報の提供と収集に努めるなど積極的な広報活動を行い、利用者の受け入れを進める。

また、利用相談や見学希望などに適切に対応するとともに、利用者ニーズに適確に応え、施設利用に繋がるよう努める。

（2）事業概要について

ア 就労継続支援B型（非雇用型）（定員34名）

企業等で就労経験があるが年齢や体力の面で雇用されることが困難となった身体に障害のある方や、就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方などに対し、生産活動の機会を提供するなど必要な支援を行う。

イ 送迎サービス

自立通所が困難な利用者に対して、利用ニーズに答えられるよう送迎エリアの拡大や効率的な送迎サービスを実施する。

（3）利用者への支援について

ア 利用者・家族のニーズを的確に把握し、自立した社会生活を営めるよう個別支援計画を作成する。

イ 生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行う。

ウ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと連携を図り、定期的に健康診断を行い、利用者自らが健康管理できるように支援する。

エ 機関誌「望岳」の発行、日帰りバス旅行、社会見学など各種行事を催すとともに、日頃から利用者や家族と積極的に意見交換し連携を深める。

オ 通所時の交通事故を未然に防止するため、交通安全意識の徹底に努める。

（4）生産活動について

検査加工班と電装班を設け、高志ワークホーム利用者と共同し生産活動を効果的に行う。

引き続き、受注の確保や作業の効率化、作業環境の改善に努め、品質の向上と受注の安定化を図る。また、利用者の作業分析を行い、的確な作業評価に基づくきめ細かい支援により、就

労への可能性を検討する。

ア 検査加工班

ゴム製品資材の重量チェック作業、タオル・オムツ・シーツの折りたたみ作業を行い、安定した受注が得られるよう納期や品質の保持に努める。

イ 電装班

制御盤用電線加工作業、自動車などの組み電線作業を行い、安定した受注が得られるよう発注元企業への協力要請、作業能力の向上、納期の厳守や品質の保持に努める。

ウ つぼ焼き芋販売

事業所の自主製品の開拓として始めたつぼ焼き芋販売については、秋から春にかけて定期的に販売しており、引き続き、販路拡大に努め販売量の増加に取り組む。

エ 新規受注の開拓

令和5年度に、新たな受注企業を得ることができたが、今後も、景気動向に柔軟に対応できる就労支援活動の実施に努める。

(5) 工賃について

平均工賃は県内同種の事業所の中で高い水準を維持してきており、今後とも、工賃向上対策として、日頃から発注元企業と情報交換を行い、月額平均工賃3万円を目標に受注額の増加を図っていく。

(6) 地域社会との交流について

新型コロナ等の感染対策を取りながら、社会参加を促進するため、地域で開催される行事の情報を提供し、地域社会との交流に努める。

(7) 苦情、虐待防止・身体拘束等の適正化への対応について

利用者からの苦情・要望等については、ご意見箱を設置するなどにより随時受け付け、速やかな解決を図る。

また、利用者の権利擁護と適切な福祉サービスの提供を目的に策定した「虐待防止規程」や身緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応等を定めた「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、職員研修を実施する。

(8) 生活環境の整備について

作業用設備の更新等も含め、施設の環境整備を行い、安全で清潔な環境を提供する。

(9) 職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう、日頃から職場研修

を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

(10) 非常災害対策について

利用者の安全と施設の保全を図るため、高志ワークホーム及び高志生活訓練センターと連携して定期的に防火訓練を実施するほか、災害時における利用者の円滑で迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」に基づく避難訓練等を実施する。

また、「自然災害発生時の業務継続計画」に基づき、必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員の研修や訓練を実施するとともに必要な物品の確保を図る。

(11) 新型コロナ等感染対策について

マスク着用、手指消毒、検温などの基本的な感染対策を継続しながら、市中感染拡大時には、通所から在宅サービスへの切り替え、外出行事の制限などの感染対策を徹底する。

また、「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画」、「感染対策指針」に基づき、必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員の研修や訓練を実施する。

(12) 就労移行支援事業の廃止について

平成 24 年 4 月に定員 6 名で開設しこれまで 14 人が利用してきたが、直近 5 年間以上利用者がなく今後も利用者が見込めないため、事業指定期間が終了する令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

高志ワークセンター職員現員表

(令和6年4月1日見込)
(単位:人)

職種	配置基準	人員	備考
管理 者	1	1 [1]	高志ワークホーム、高志生活訓練センター兼務
サービス管理責任者	1	1	
医 師	—	1 (1)	
職業指導員	2	2	
目標工賃達成指導員	—	1	
生活支援員	4	4	
その他	必要数	1	事務員
計	8以上	11 (1) [1]	前年同月:11(1) [2]

(注) ()内は嘱託医等、〔 〕内は兼務、【 】内は非常勤職員でいずれも内数。

利 用 者 現 員 表

(令和6年3月1日現在)

サービス区分	定員	現員	備考
就労継続	34人	34人	
就労移行	6人	0人	
利用者数	40人	34人	前年同月:33人

5 指定障害福祉サービス事業所「高志生活訓練センター」の運営について

県内唯一の医療系の自立訓練事業所として、障害のある方に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練、相談や助言等のサービスを提供する。

平成31年4月の開設から5年が経過し、復職、一般就労への移行実績も積み上がっており、障害者の自立と社会生活を支えるため一層の支援の充実を図る。

(1) 利用者の受け入れについて

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター等と連携し、退院後に地域で自立した生活を送るための訓練（社会生活力プログラム）が必要な方を積極的に受け入れる。

また、脳血管疾患等の特定疾患有する介護保険制度第2号被保険者は、社会生活上必要があれば障害福祉サービスが適用になることを介護保険関係機関に周知し受入れを進める。

また、富山県高次脳機能障害支援センター、富山県発達障害者支援センターと連携を図り、各センターで相談されている方の受入れを進める。

(2) 事業概要について

ア 機能訓練（定員10名） 利用期間 3ヶ月～18ヶ月

主に身体に障害がある方（肢体不自由）を対象として、生活支援員、理学療法士、作業療法士、看護師がチームを組んで、地域生活や復職等に向けた支援プログラム（栄養指導や調理実習、買い物・掃除・移動等の日常生活支援、パソコン教室、スポーツ活動等）を実施する。また、必要があれば高志ワークホームにおいて施設入所支援も行う。

イ 生活訓練（定員10名） 利用期間 3ヶ月～24ヶ月

主に高次脳機能障害の診断を受けた方や発達障害の診断を受けた方を対象として、地域生活や復職等に向けた支援プログラムを実施する。特に、障害特性に配慮して、日々の訓練の振り返りやスマールステップによる目標設定により効果的に訓練を実施し、困難な課題については代替手段の確保に努める。また、記憶障害等により通所が困難な方に対しては、高志ワークホームにおいて施設入所支援も行う。

ウ 送迎サービス

自立通所が困難な利用者に対して、利用ニーズに答えられるよう送迎エリアの拡大や効率的な送迎サービスを実施する。

(3) 利用者への支援について

ア 利用者・家族のニーズを的確に把握し、地域移行に向けた個別支援計画を作成する。

イ 理学療法等のリハビリテーションや自立した日常生活を営むための訓練、生活等に関する相談や助言、その他必要な支援を行う。

ウ 機関誌「望岳」を発行するとともに、日頃から、利用者や家族と積極的に意見交換し連携を深める。

エ 通所時の交通事故を未然に防止するため、交通安全意識の徹底に努める。

(4) 地域社会との交流について

新型コロナ等の感染対策を取りながら、社会参加を促進するため、地域で開催される行事の情報を提供し、地域社会との交流に努める。

(5) 苦情、虐待防止・身体拘束等の適正化への対応について

利用者からの苦情・要望等については、ご意見箱を設置するなどにより随時受け付け、速やかな解決を図る。

また、利用者の権利擁護と適切な福祉サービスの提供を目的に策定した「虐待防止規程」や緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応等を定めた「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、職員研修を実施する。

(6) 生活環境の整備について

施設の環境整備を行い、安全で清潔な環境を提供する。

(7) 職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう、日頃から職場研修を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

(8) 非常災害対策について

利用者の安全と施設の保全を図るため、高志ワークホーム及び高志ワークセンターと連携して定期的に防火訓練を実施するほか、災害時における利用者の円滑で迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」に基づく避難訓練等を実施する。

また、「自然災害発生時の業務継続計画」に基づき、必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員への研修や訓練を実施するとともに必要な物品の確保を図る。

(9) 新型コロナ等感染対策について

マスク着用、手指消毒、検温などの基本的な感染対策を継続しながら、訓練室や食堂等を利用した小グループによる支援の実施などの感染対策を徹底する。

また、「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画」、「感染対策指針」に基づき、必要な福祉サービスが継続的に提供できるよう職員への研修や訓練を実施する。

高志生活訓練センター職員現員表

(令和6年4月1日見込)
(単位:人)

職種	配置基準	人員	備考
管理者	1	1 [1]	高志ワークホーム、高志ワークセンター兼務
サービス管理責任者	1	1	
看護師	1	1	
理学療法士 作業療法士	1	1 [1]	
生活支援員	3	3	
その他	必要数	1 [1]	事務員
計	7以上	8 [3]	前年同月:8 [3]

(注) ()内は嘱託医等、[]内は兼務、【 】内は非常勤職員でいずれも内数。

利 用 者 現 員 表

(令和6年3月1日現在)

サービス区分	定員	現員	備考
機能訓練	10人	12人	
生活訓練	10人	6人	
利用者数	20人	18人	前年同月:15人

6 指定障害者支援施設「高志ライフケアホーム」の運営について

常時介護が必要で家庭での生活が困難な障害のある方々に対し、障害者総合支援法の趣旨をふまえ、「生活介護」、「施設入所支援」を組み合わせて必要なサービスを提供する。また、短期間の入所を必要とする方のために「短期入所支援」のサービスも併せて実施する。

それぞれの事業においては、利用者の方々の意志と人格を尊重し、自己決定・自己選択を基本とした支援のもと、生きがいのある豊かで明るい日常生活が送れるよう適切なサービスの提供を行うとともに、利用者の確保等による安定的な施設運営に努めることとする。

今年度は、以下の諸点を重点目標とする。

【 重点目標 】

- ① 県内関係機関との密なる連携協力関係の構築
- ② 重複障害者の積極的受入れと支援方法の研修等によるスキルアップ
- ③ 職員の意識向上と職場内の協力体制の構築・実践職員間の意思疎通を密にし、相互のコミュニケーション力の伸長に努めることにより、職員が、自由に意見交換ができ、職場全体の風通しが良く、専門職として切磋琢磨できる人材の育成を図る。
- ④ 個別支援の充実
- ⑤ I C T機器の利活用やD X化に向けて現状の施設で発生している課題やその改善策の整理を行い、支援の質の向上や職員の負担軽減を行えるよう導入に向けた検討を進める。
- ⑥ 感染症対策、災害対策、利用者の環境改善、職員の働き方改革を目的とした施設再整備について、令和5年度に実施した「施設老朽化に伴う再整備に係るコンサル業務」の結果を踏まえ、再整備計画の策定を行う。

(1) 事業概要について

ア 生活介護（日中）（定員 69名）

- ① 常時介護が必要な方々に対し、入浴、清拭・着脱衣、排せつ、食事等の支援を行う。
- ② 創作的活動の機会の提供や、その他必要な支援を行う。

《具体的な活動内容》

- A 年間行事：社会見学、音楽会、花火大会、秋祭り（あつまらーれ）、運動会、忘年会、新年会など
 - B クラブ活動：音楽、花、書道・美術など
 - C 創作活動：ボッチャ、卓球バレー、風船バレー、スカットボール、カラオケ、装飾など
 - D 余暇活動：上映会、コーヒータイムなど
- ③ リハビリテーション実施計画が作成されている利用者には、作業療法・言語聴覚療法を実施する。
- イ 施設入所支援（夜間）（定員 69名）

主として夜間において、排せつや食事の介護、生活に関する相談や助言その他必要な日常の生活支援を行う。

ウ 短期入所支援（定員 4名）

在宅障害者の短期入所支援事業は、利用希望者が多いことから、引き続き利用者や家族のニーズを的確に把握し、質量ともに充実したサービスを提供する。

（2）利用者への支援について

ア 利用者のニーズをもとに作成する個別支援計画に基づき、必要なサービスを提供し利用者が自立した生活が送れるよう支援する。（自立支援）

イ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターとの連携のもと、定期健康診断の実施や疾病の早期発見・早期治療に努める。（健康保持支援）

ウ 利用者の「生活の質向上（QOL）」を個別支援の重要な柱と位置付けたうえで、個別的な余暇活動支援を実施する。（個別支援）

支援内容：海釣り、テーマパーク訪問、ピアノ演奏、外食、音楽ライブ鑑賞、自作絵画展、スポーツ観戦、カラオケハウス利用のグループカラオケ、新幹線乗車、墓参りなど

（3）生活環境の整備について

利用者が「安全・安心」な生活を送ることができるよう計画的に施設整備を行い、豊かで快適な生活の提供をめざす。大規模修繕事業としては、令和元年度から4年計画で屋根の全面改修を完了し、令和5年度は、老朽化した高圧ケーブルの更新工事を実施した。

空調設備、温水配管や内装等の老朽化が進行していることから、住環境・勤務環境の適切な維持ができるよう計画的な修繕を実施する。

（4）ボランティアの受け入れ

地域に開かれた施設を目指すと共に、利用者に豊かな生活空間と人的交流の機会を提供するため、ボランティアの積極的な受け入れに努める。とりわけ、富山短期大学ボランティア支援センターや富山大学ボランティアサークルへの協力依頼を行い、若年層に向けた障害福祉サービスへの興味・関心の醸成及び業務への理解の促進を図る。

（5）苦情、虐待防止・身体拘束等の適正化への対応について

利用者からの苦情・要望等については、ご意見箱を設置するなどにより隨時受け付け、速やかな解決を図る。

また、施設利用者の権利擁護と適切な福祉サービスの提供を目的に策定した「虐待防止規程」や緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応等を定めた「身体拘束等適正化のための指針」に基づき、職員研修を実施する。

(6) 職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう、日頃から職場研修を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

ア 施設内での職員研修（会議参加を通じてのスキル向上効果）

- ① 個別ケースの検討会議
- ② 棟単位での支援検討会（棟会議）
- ③ 各種業務担当別委員会

イ 施設外職員研修会への参加予定

- ① 全国身障協研究大会（令和6年9月 宮城県仙台市）
- ② " 実行委員会（令和7年9月 富山県富山市）
- ③ 東海・北陸地区身障協研究大会（令和6年10月 静岡県焼津市）
- ④ 各種障害福祉施設職員研修会

(7) 職員の確保について

各種養成学校からの講師派遣依頼に応じて、職員を派遣し、スキルの講義だけではなく、施設や職業の魅力について伝えるとともに、実習生を積極的に受け入れるなど、人材の確保に努める。

(8) 非常災害・防犯対策等について

利用者の安全と施設の保全を図るため、定期的に防火・防災訓練を実施する。また、建築基準法第12条による建築設備・防火設備の点検を行い、結果に基づき修繕を行う。

施設内に設置した防犯カメラ（8基）と感應式照明（10基）を活用するとともに、今後も関係機関の協力を得ながら、利用者の安全確保に努める。

災害対策としては既に策定している「要配慮者利用施設の避難確保計画」について適宜見直しを行う。

(9) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

令和5年5月に5類感染症へ移行したものの、インフルエンザをはじめとした対策は施設においても重要であることを踏まえ、検温、手指消毒、マスクの着用、三密の回避、感染防止対策を徹底する。なお、面会の制限については、施設における感染症の流行状況を考慮し、必要に応じてオンライン面会の実施等を活用する。

また、策定した業務改善計画に基づき、新型コロナウイルス感染症発生時に必要な障害福祉サービスを継続的に提供できるよう職員への研修や訓練を実施する。

(参考)

高志ライフケアホーム職員現員表

令和6年4月1日 見込

(単位:人)

職種	配置基準		人員	備考
	生活介護	施設入所支援		
管理者	1	1	1	(兼務可)
サービス管理責任者	2	2	2	(兼務可)
医師	1	-	1 (1)	
看護師	41	-	6 【4】	
作業療法士			1	
言語聴覚士			1	
生活支援員		2	38 【9】	(兼務可)
管理栄養士	1	1	1	
その他	必要数		3	事務3
計	46 以上	6 以上	54 (1) 【13】	前年同月 53 (1) 【14】

(注) ()は嘱託医、【 】は非常勤職員でいずれも内数。

7 指定相談支援事業所「高志福祉相談センター」の運営について

障害児・者の方々に対する相談支援の充実を図るとともに、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談・サービス等利用計画の作成や情報提供などを総合的に行う「特定相談支援」や「障害児相談支援」を行う。

また、障害者支援施設に入所している方に対し、地域移行や自立した生活に向けた「一般相談（地域移行）支援」を行う。

（1）事業概要について

ア 指定特定相談支援事業

障害福祉サービスの申請に係るサービス等利用計画を作成するとともに、サービス利用に係る事業者との連絡調整等を行う。

また、定められた期間ごとに障害福祉サービス等の利用状況を把握（モニタリング）するとともに、必要に応じサービス等利用計画の見直しを行い、計画の変更や関係者との調整を行う。

イ 指定障害児相談支援事業

通所サービスの申請に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス利用に係る事業者との連絡調整等を行う。

また、定められた期間ごとに通所サービス等の利用状況を把握（モニタリング）するとともに、必要に応じて障害児支援利用計画の見直しを行い、計画の変更や関係者との調整を行う。

ウ 一般相談支援事業（指定地域移行支援事業）

障害者支援施設に入所している方に対し、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住宅の確保やその他地域生活への移行のために必要な相談や支援を行う。

（2）利用者への支援について

ア サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「利用計画」という。）の作成にあたっては、支援を受ける方の選択や心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

イ 利用計画の見直しや変更を行う場合は、サービス等利用状況の検証結果や利用者の心身の状況・意向等を勘案して行う。

ウ 地域移行支援を行うにあたっては、支援を受ける方の意向や適性、障害の特性その他事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

エ 相談にあたっては、支援を受ける方の意思及び人格を尊重し、その立場に立ったサー

ビスの提供に留意する。

才 市町村や障害福祉サービス事業者、病院、学校等の関係機関との連携を積極的に図る。

(3) 苦情等への対応について

支援にかかる苦情や要望等について、隨時、相談を受け付けるとともに、速やかな解決を図る。

(4) 相談環境の整備について

相談しやすい雰囲気づくりやプライバシーに配慮し、安心して相談できる環境を整備する。

(5) 職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう、日頃から職場研修を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

(6) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

マスク着用、こまめな手洗い、毎日の検温など体調管理を徹底するとともに、面談においては、事前に電話で体調確認等を行い、感染に留意しながら、本人、家族の意向に合わせて対応する。

(7) 災害対策について

業務継続計画（BCP）に関連した最新の動向を把握し、研修・訓練の実施により判明した新たな課題とその解決策をBCPに反映させる。

別表1

職 員 調 書

(令和6年4月1日見込)
(単位:人)

職種	配置基準	人員	備考
管理 者	1	1	管理者が相談支援専門員兼務
相談支援専門員	1	9 [7]	
事務員	必要数	1 [1]	
計	2 以上	11 [8]	

(注) []内は兼務で内数

8 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの運営について

「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」(以下「当院」という。)については、県から指定管理者としての指定(更新:令和5年4月から令和8年3月までの3年間)を受けている。

当院において、これまで培ってきた実績を基に、本県の政策医療の一翼を担うとともに、本県におけるリハビリテーション医療の中核施設として、①急性期病院との連携による切れ目のない医療提供体制の充実強化、②高度・専門的なリハビリ医療の提供、③重症児等への対応、④子どもの多様な障害への対応と地域生活支援体制の強化、⑤地域リハビリテーションの推進、⑥テクノエイド機能の充実を基本方針として、諸事業を実施する。

1 病院概要

(1) 外来診療

区分	内容
診療科 (12科)	内科、整形外科、リハビリテーション科、小児科、脳神経内科、脳神経外科、歯科、精神科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科
専門外来(13科)	義肢・装具、パーキンソン病、嚥下、糖尿病、手・足の外科、リウマチ、子どもの心(児童精神)、てんかん、甲状腺、腎臓・高血圧、高次脳機能、ボツリヌス、頭痛

(2) 入院診療

回復期リハビリテーション病棟	100床
一般病棟	50床
障害児施設(医療型)	52床(障害児 加齢児)
障害者施設(療養介護)	30床

(3) 病院(外来・入院)以外の事業所

区分	内容
医療型障害児入所施設 療養介護事業所 (50床)	入所を必要とする障害児を対象に、日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の付与、治療等の支援に努める。また、医療と介護を必要とする障害者を対象に、機能訓練、日常的な支援・介護の提供に努める
短期入所事業所(2床)	短期間の入所を必要とする障害児・者を対象に、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援に努める
療養介護事業所(30床)	医療的ケアの必要な重症心身障害者や難病患者を対象に、機能訓練、看護、介護及び日常生活の支援に努める
日中一時支援事業所	日中一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者の活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の支援に努める

児童発達支援センター（30名）	肢体不自由児・難聴児・自閉症などの発達障害児等、様々な障害を抱える児童（未就学児）を対象に、集団活動や個別保育で適切な療育を提供するとともに、発達支援や家族支援等必要な支援に努める。
児童発達支援事業所（10名） (令和4年4月1日より休止)	自閉症などの発達障害児を対象に、集団活動を通して、子どもの発達や特性に応じたコミュニケーション能力及び社会性の発達を支援するとともに、行動観察や座談会を通しての保護者支援の充実に努める
放課後等デイサービス事業所	重症心身障害児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などに努める。
生活介護事業所（5名） (令和5年4月1日より休止)	重度の障害者を対象に、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援に努める
保育所等訪問支援事業所	保育所等の集団生活を営む施設に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められる障害児を対象に、訪問支援員が当該施設を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援に努める
障害児相談支援事業所 (高志福祉相談センター)	「高志福祉相談センター」の一環として、専門の相談員が、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又は保護者の通所支援に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的にモニタリングを実施し、計画の検証や見直しを行い相談支援の充実に努める

（4）県委託事業

区分	内容
障害児等療育支援事業	在宅障害児・者とその家族を対象に、保健所等と連携を図りながら、療育相談や福祉情報を提供することにより、障害児の早期発見・早期療育と早期の機能向上に努めるとともに、地域における療育支援及び相談支援体制の充実に向けて取り組んでいく
富山県高次脳機能障害支援センター事業	高次脳機能障害児・者とその家族を対象に、医療的・専門的な支援を行うとともに、関係機関とのネットワークの充実を図り、適切な支援が提供される体制の整備に努める
富山県発達障害者支援センター事業	発達障害児・者とその家族を対象に、相談及び指導助言を行うとともに、関係機関との連携のもと、多様なニーズに対応すべく、地域の支援体制の構築に努める
富山県リハビリテーション支援センター事業	高齢者や障害者が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、地域において保健・医療・福祉の関係機関等の連携を図り、適切なリハビリが円滑に提供される体制の整備に努める
富山県医療的ケア児等支援センター事業	県内の医療的ケアの必要な障害児等やその家族、障害福祉事業所、医療機関、訪問看護ステーション、市町村、特別支援学校などの関係機関に対し、助言や支援等を行うとともに、連携協力を図る
子どものこころの診療サテライト事業	地域の基幹病院へ当院の医師を派遣し、発達障害児の診療を行うとともに、基幹病院の医師や地域の小児科医等を対象に、OJTによる技術の習得・専門性の向上等を図る

2 基本方針に基づく取組内容

(1) 急性期病院との連携による切れ目のない医療提供体制の充実強化

ア 充実した総合診療体制

12科の診療科を設置する他、専門外来を13科設置しており、各分野の医師が連携・協力することにより、引き続き質の高い医療の提供をめざす。

イ 地域医療機関との連携

「地域医療福祉連携室」では、地域連携パス等による急性期病院等との連携強化を図っており、引き続き、急性期医療との切れ目のない回復期医療の提供体制の強化に努める。特に、当院への転院が予定されている急性期病院等の入院患者を予め訪問し、その病状把握や患者・家族の不安解消に成果をあげている「入院前訪問」については、病院機能評価においても高く評価されており、今後もその充実を図る。また、退院後、患者が地域において安心して暮らせるよう在家支援機関等と密接な連携を図る。

令和6年1月に富山大学附属病院と医療連携協定を締結し、患者の紹介及び受け入れや、医療スタッフの質の向上について緊密に連携し、安心・安全で質の高い医療の提供と、医療スタッフの育成に努める。

ウ 人材確保

① 医師

令和5年度は小児科の医師を増員した。令和6年度も引き続き医療体制の強化を図り、県民のニーズに応える。

② コメディカル等

各種養成学校等への訪問や実習生の積極的な受け入れなどを行い、必要な人材の確保に努める。

(2) 高度・専門的なリハビリテーション医療の提供

ア 他病院では治療対象としていない重症患者の受け入れ

県のリハビリテーション医療の中核施設として、県民へ高度・専門的リハビリテーション医療を提供するため、一般のリハビリテーション病院では治療対象としていない、重度障害や神経難病など多様な患者を受け入れる。

イ チーム医療の充実

医師、看護師、理学・作業・言語の各療法士など医療関係スタッフの密接な連携のもとに、脳血管障害や神経難病、高次脳機能障害、脊髄障害、骨・関節障害等を有する患者の機能回復と社会復帰に努める。

ウ 早期回復・早期在宅復帰

回復期病棟（3・4階病棟）で365日リハビリ訓練を実施しており、土日・休日も含め、患者1人1日当たり6単位以上のリハビリを提供するよう、今後とも、より充実した365日リ

ハの提供などにより、早期回復・早期在宅復帰を目指す。

また、生活維持期のリハビリとして行っている通所リハビリ（介護保険）は、引き続き利用者の機能向上を図るよう努める。

エ リハビリテーション科専門医の育成

臨床研修医制度に対応し、優秀なリハビリテーション科専門医が育成できるよう、診療・研修体制の充実を図るとともに、魅力ある病院づくり、障害者医療の向上に努める。

また、令和元年度に策定したリハビリテーション科専門医養成のための専門研修プログラムにより、引き続きリハビリテーション科専門医の育成・確保に努める。

オ 認定看護師の育成

これまで、感染管理、脳卒中リハ看護、認定看護管理者、認知症看護、摂食嚥下障害看護等を順次取得している。引き続き、患者とその家族に対し、熟練した技術で水準の高い看護を実践するため、各種認定看護師の育成を進める。

カ 病院機能評価を活用した業務の質改善

令和5年11月に審査を受審したところであり、審査でのアドバイスを受け、業務の質改善を進める。

（3）重症心身障害児・者等への対応

ア チーム医療の充実

当院では、施設設備面で重症児の受入れ機能が整備されるとともに、病院部門とこども支援部門がひとつの施設となったことから、医師、看護師、療法士等による重症児に対するチーム医療の充実を更に進める。

イ 重症心身障害児・者（神経難病等）支援の強化

療養介護棟（30床）（平成30年7月開設）や、こども支援センターでの加齢児に対する療養介護事業（平成31年4月開設）において、重症心身障害児・者や神経難病患者等に対する適切な医療的ケアや介護の提供に努める。また空床を活用し、ショートステイを受け入れ、在宅で生活している障害児・者や保護者の支援を進める。

また、県からの委託を受け設置した「医療的ケア児等支援センター」では、専門のコーディネーターを配置しており、県内の医療的ケアの必要な障害児等やその家族、障害福祉事業所、医療機関、訪問看護ステーション、市町村、特別支援学校などの関係機関に対して助言・支援等を行うとともに、連携協力を図るなど医療的ケア児等が安心して地域生活を送ることができるよう努める。

さらに、県指定の「難病医療分野別拠点病院」として、難病患者及びレスパイト入院（重症難病患者の家族の休息のための入院）事業を実施するなど、神経・筋疾患分野の難病治療・療養支援の一層の充実を図る。

(4) 子どもの多様な障害への対応と地域生活支援体制の強化

ア 入所支援の充実

肢体不自由児等に対し、入所により、整形外科的及び小児神経科的治療を行うとともに、児童一人ひとりの障害の状況、発達段階に合わせて、生活指導・支援をしながら心身の成長を促し、社会性と自立心を養い、児童が将来、豊かで健全な社会生活を営めるよう支援を行う。

また、保護者のレスパイト等に対応するため、ショートステイの積極的な受け入れを行う。

イ 通所支援の充実

就学前の、肢体不自由児、難聴児、発達障害児などに対し、医師、療法士、臨床心理士、看護師及び保育士等の密接な連携のもと、障害特性や発達段階を考慮しながら、適切な療育を提供することにより機能の向上に努める。

また、富山県新生児聴覚検査事業の療育拠点施設としての役割から、関係機関と連携し、早期発見後の療育支援に努める。

ウ 発達障害児・者支援の充実

発達障害への関心やニーズの高まりなどから受診者数が増加しており、少しでも早い診療、診断ができるよう、診療体制の整備、充実を図る。

また、発達障害児・者支援における県の中核施設である「発達障害者支援センター（ほつぶ）」（県委託事業）において、地域の関係機関への支援機能の充実を図る。

エ 地域生活支援体制の強化

障害児が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、現在実施している「障害児等療育支援事業」や「障害児相談支援事業」、「訪問看護・訪問リハ」（別事業所）などの一層の充実を図るとともに、「保育所等訪問支援事業」、「放課後等デイサービス」等を実施し、障害児の地域生活支援の強化を図る。

オ 子どものこころの診療サテライト事業の実施

県から「子どものこころの診療サテライト事業」の委託を受け、地域の基幹病院へ当院の医師を派遣し、発達障害児の診療を行うとともに、基幹病院の医師や地域の小児科医等を対象に、OJTによる技術の習得・専門性の向上等を図る。

(5) 地域リハビリテーションの推進

障害児・者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域リハビリテーション総合支援センターにおいて、病院部門、子ども支援センター部門、福祉相談センター及び訪問看護ステーションの職員が一体となり、地域の医療、福祉、介護関係者と協働しながら、リハビリの立場から障害児・者の在宅生活の支援に努める。、

また、県指定の「富山県リハビリテーション支援センター」として、各医療圏域にある6つの地域リハビリテーション広域支援センターと連携を図りながら、各センターへの人的・技術的支援や研修会の開催、調査研究等を行うなど、地域リハビリテーションの推進に努める。

(6) テクノエイド機能の充実

ア 研究開発の推進

障害者の自立と社会参加を支援するため、既存の福祉機器を個々の患者に適合するよう改良を加え、安全で使いやすくなるよう開発に努めるとともに、福祉機器の開発などに取り組む。

イ ロボットリハビリ等の実施

脳卒中患者等に、歩行練習支援ロボットや上肢ロボットを活用した訓練を行うなど、先進的・効果的なリハビリに取り組む。

また、脳卒中患者等を対象として運転シミュレーターを活用した自動車運転評価を行い、患者の運転再開を支援する。

さらに、北陸で初めて仮想現実（VR）を活用したリハビリテーション医療機器「m e d i VRカグラ」を導入し、脳卒中や神経難病、脊髄や肩・股関節などの整形外科疾患をはじめ慢性疼痛など幅広い疾患に活用する。

(7) 分野別の取り組みの強化

ア 医療安全対策

医療安全委員会の活動を通して、院内事故防止のための各種マニュアルの遵守など医療安全管理体制の確立を図るとともに、アクシデント・インシデント事例の分析結果の周知及び院内パトロールの実施などにより医療安全対策に努める。

イ 感染防止対策

感染対策委員会や研修会の開催を通じ、感染情報及び防止対策を周知するとともに、医師、感染管理認定看護師を中心とした院内感染対策チーム（I C T）の院内ラウンドを定期的及び隨時に実施し感染防止対策の充実強化に努める。

ウ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、情報の収集や検温、手指消毒、マスクの着用などの感染防止対策を徹底する。

また院内において感染者が発生した場合は、陽性者・濃厚接触者等の適切な隔離とゾーニングを行い感染拡大防止に努め、医療体制を維持する。

エ 栄養管理対策の向上

医師・管理栄養士・看護師・療法士・薬剤師・臨床検査技師で構成された栄養サポートチーム（N S T）による高度な栄養管理サポート体制の活動を通して患者の栄養状態の改善に努める。

オ 服薬指導等の充実

服薬指導や処方箋の確認、医薬品の情報提供等に努める。

カ 正確・安全な検査(臨床検査・放射線検査)の実施

臨床検査については、検査データの正確性・精密性に一層努力する。また、放射線検査についても、脳血管疾患や骨損傷の患者、重度の障害児・者が、安全・快適に撮影・検査できるように努める。

キ 手術の実施及び中央材料部門の運営

多様な患者や病態に対応するため適切に手術を実施する。

また、診療材料調達管理業務委託（S P D）を新たに導入することにより、業務改善、経費削減を図る。

(8) 災害・防犯対策

患者・利用者の安全と病院の保全を図るため、防災指針や防災マニュアル、事業継続計画（B C P）・避難確保計画に基づき、火災や地震・洪水を想定した避難訓練など災害対応訓練を実施し、利用者の安全確保に努める。

また、防犯対策として、病院各所に非常通報装置、職員駐車場に防犯カメラと照明灯を設置しており、患者等の利用者や職員の安全確保に努める。

(9) 人材育成

院内学術集会をはじめ、外部講師や職員相互による院内研修の実施、学会及び院外研修会への参加等を通じ、職員の資質とモチベーションの向上を図る。

また、人材育成課、研修委員会において策定した人材育成基本方針に基づき、①階層別研修の整理、②院内研修の整理、③部署別計画、④資格取得の推進方策などについて取り組みを強化する。

(10) 広報活動等

こどもから高齢者まで様々なライフステージに応じた総合リハビリテーション病院という、日本で有数の特徴的な性格をもつ施設として、広く地域住民にアピールするため広報活動の充実・強化を図る。

多職種からなる広報チームを中心として、ソーシャルメディア Facebook の活用、患者だけでなく地域住民を対象にしたイベント「いわさきちひろピエゾグラフ展」の開催などを継続する。また、ホームページを通じ、病院の魅力、最新の情報を発信する。さらに、入院患者への心の癒しや楽しみを提供するため、新型コロナウイルス感染症に留意しながら、七夕会やクリスマス会、ヒーリングコンサートを開催し、患者アメニティの向上や地域住民との交流などを行う。

また、県が整備した軽食等を提供するカフェにおいて、病院利用者の利便性向上を図るとともに、県民との交流の場としても活用する。

(11) 経営改善等

365日リハの一層の充実に努めるとともに、手術件数・外来患者の増加策の検討、病床利用率の安定的な確保を図り、病院経営の改善・安定に努める。

(収益確保に向けた取組み)

- ・医療提供体制を強化するため、医師等の増員に努める。
- ・適正な診療報酬請求となるよう、診療報酬制度の職員への周知、適切な診療報酬の算定及び施設基準の選択、出来高算定加算の取得等により業務精度の向上を図る。
- ・経営状態の把握・分析を行い、経費削減に努め、効率的な運営を行う。

指定管理者について

1. 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 指定管理料

(単位：千円)

年 度	金 額	内 訳		
		指定管理料	修繕費	備品購入費
令和5年度	4 7 5, 3 7 5	462, 127	10, 528	2, 720
令和6年度	4 5 1, 9 1 9	438, 671	10, 528	2, 720
令和7年度	4 4 5, 5 4 3	432, 295	10, 528	2, 720
合 計	1, 3 7 2, 8 3 7	1, 333, 093	31, 584	8, 160

別表1

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター職員現員表

令和6年4月1日見込

(単位:人)

職種	R6予算	R5 当初予算	増減	備考
医 師	17	19	△ 2	
歯科衛生士	1	1	0	
看護師	157	151	6	
薬剤師	5	6	△ 1	
管理栄養士	6 ②	7	△ 1	
臨床検査技師	5	5	0	
放射線技師	5	5	0	
臨床工学技士	3	2	1	
保育士	16	16	0	
訓練士	理学療法士	44	46	△ 2
	作業療法士	39	38	1
	言語聴覚士	22	24	△ 2
	計	105	108	△ 3
生活支援員	5	5	0	
研究員	1	1	0	
ソーシャルワーカー	14	14	0	
精神保健福祉士	1	1	0	
心理判定員	9	8	1	
児童指導員・福祉指導員	4	3	1	
事務職員	23 ②	24	△ 1	
合 計	377 ④	376	1	

()は県派遣職員で内数、○内は兼務で内数

主要経営指標

年度 区分	令和6年度 予算	令和5年度 予算	備考
1日平均入院患者数 (232床)	210人	210人	延べ患者人数76,650人
入院1日1人当たり収益	34,212千円	34,212千円	
1日平均外来患者数	350人	350人	
外来1日1人当たり収益	9,778円	9,778円	稼働日243日
医業収入伸び率	-0.7%	0.01%	
障害福祉収入伸び率 (こども部門)	0%	0.00%	
障害福祉収入伸び率 (成人部門)	5.1%	0.04%	
人件費/事業活動収益	66.8%	69.4%	
人件費伸び率	-4.2%	0.01%	
事業費/事業活動収益	19.5%	19.0%	
事務費/事業活動収益	13.3%	13.1%	

9 高志訪問看護ステーションの運営について

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと共に、県から指定管理（平成30年7月から）を受けており、令和5年4月から令和8年3月までの3年間についても引き続き指定を受けることとなっている。今後も富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでの専門知識・経験を活かしながら、在宅療養児・者に対して、訪問看護・訪問リハビリを行う。

（1）事業概要について

重症心身障害児・者や、脳血管疾患、神経難病、脊髄疾患等での在宅療養児・者に訪問看護・訪問リハビリを行うことにより、療養生活の支援、身体機能の維持・向上に努める。

（2）利用者への支援について

- ア 在宅で生活する障害児・者の身体機能の維持・回復を図り、また患者・家族の精神的支援を多職種で行う。
- イ 脳性麻痺・神経難病・人工呼吸器装着患者等が安心して在宅生活が送れるよう医療的ケアやリハビリを実施する。
- ウ 訪問看護は、24時間相談・対応できる体制とする。
- エ 支援充実のため、他の訪問看護ステーションとも連携する。

（3）対象地域について

県下全域としているが、県東部、西部地域については、利用者の身近にある訪問看護ステーションや医療機関と協力し、支援の充実を図る。

（4）その他の支援について

公益社団法人富山県看護協会、訪問看護連絡協議会、理学療法士会、作業療法士及び言語聴覚士会が主催する事業や、外部からの講義依頼に協力する。医療的ケア児等コーディネーター1名は、医療的ケア児等支援センター事業にも協力する。

（5）職員の資質向上について

利用者の意向や障害の程度に応じた質の高いサービスを提供できるよう、日頃から職場研修を行うとともに、各種研修会に積極的に参加するなど、職員の資質向上に努める。

（6）感染防止対策について

マスク着用、こまめな手洗い、毎日の検温など体調管理を徹底するとともに、訪問にあたっては、事前に電話で体調確認等を行い、感染に留意しながら、本人、家族の意向に合わせて対応する。

訪問看護ステーション職員現員表

(令和6年4月1日見込)

	配置基準	人 員	備 考
管 理 者 看 護 師	■ 1 ■ 2.5 (1)	人 5 (3)	管理者が看護師を兼務 4.5人
理 学 療 法 士	—	4 (1)	3人
作 業 療 法 士	—	1 (1)	0.6人
言 語 聽 覚 士	—	1	1.0人
計	2.5名以上	11 (5)	9.5人

(注) () 内は兼務、【 】内は非常勤職員でいずれも内数